

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

交 通 局		（令和 2 年度）
監 査 結 果 （指 摘 事 項）	改 善 措 置	
<p>5-1 36 協定違反及び報告漏れについて</p> <p>交通局においては、「1日単位の時間外勤務命令の限度時間の超過」及び「休日労働させることができる日を超えた休日労働の命令」は、36 協定違反として、所属課に違反状況と再発防止策を記載させ、総務課労務係に報告することとなっている。令和元年度は1名の報告漏れを含め9名の36 協定違反が発生していた。</p> <p>総務課労務係が中心となり、超過勤務を命ずる所属長に36 協定に関する認識を高めてもらうこと、再発防止策について具体的な対応策の検討を行うことにより、再び36 協定違反が生じないように努める必要がある。</p>	<p>36 協定を順守するよう「時間外労働及び休日労働の管理手順書」に明記し、文書等で全所属長に周知を行った。</p> <p>また、全職員にも周知を行うとともに、職員が作成する「超過勤務及び休日勤務命令簿」に確認欄を設け意識付けを図った。</p>	